（三）　ねずみ目	
りす科	*Callosciurus erythraeus*（タイワンリス） *Tamias sibiricus*（シマリス）
ヌートリア科	*Myocastor coypus*（ヌートリア）
（四）　うさぎ目	
うさぎ科	*Lepus timidus*（ユキウサギ） *Lepus brachyurus*（ノウサギ）
備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名その他の名称である。	

（三）　ねずみ目	
りす科	タイワンリス（カルロスキウルス・エリュトゥラエウス） シマリス（タミアス・スィビリクス）
ヌートリア科	ヌートリア（ミオカストル・コイプス）
（四）　うさぎ目	
うさぎ科	ユキウサギ（レプス・ティミドゥス） ノウサギ（レプス・ブラキュウルス）
備考 種名の後の括弧内に記載するただし書き以外の呼称は学名である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和四年九月十五日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。